

問い合わせ
住民福祉課国民年金係 内線136

源泉徴収票が届きます

国民年金、厚生年金保険及び船員保険から支給される老齢年金を受給しているみなさんに、社会保険庁から「公的年金等の源泉徴収票」が、平成10年1月31日までに交付されます。

平成9年の1年間に支払われた年金の総額、源泉徴収税額、控除の内容等が記載されています。

老齢年金は、所得税法35条の規定により、「雑所得」として取り扱われています。

源泉徴収される人は、原則として所得税の確定申告をする必要はないことになっていますが、年金以外に給与等の所得がある人などが、確定申告をする必要があるときに、この「公的年金等の源泉徴収票」は添付書類として必要になります。

なお、老齢年金から所得税が源泉徴収されたか否かには関係なく、老齢年金を受給しているみなさん全員に「公的年金等の源泉徴収票」は送付されます。



国民年金の保険料は社会保険料控除の対象になります

所得税の確定申告が行われる時期になりました。国民年金の保険料は、全額が社会保険料控除を受けられます。

控除の対象となるのは、平成9年1月から12月までの1年間に納めたすべての保険料です。本人の保険料だけでなく家族のために納めた保険料も含まれます。また、免除期

間の追納保険料や、昨年、納めたものであれば過去の未納保険料などもすべて対象になります。納めた保険料の領収書は大切に保管しておきましょう。

平成9年の保険料は、表のとおりです。納めた金額がわからないときは、役場の国民年金係または社会保険事務所におたずねください。

●平成9年の保険料額

定額保険料	平成9年1月～3月	1か月	12,300円
	平成9年4月～12月	1か月	12,800円
	1年分の保険料		152,100円
定額保険料と付加保険料	平成9年1月～3月	1か月	12,700円
	平成9年4月～12月	1か月	13,200円
	1年分の保険料		156,900円

平成11年法改正にむけて「年金審議会」の審議がスタート!

公的年金制度は年金財政を長期にわたって健全に運営するために、少なくとも5年に一度、定期点検(「財政再計算」といいます)をして将来の年金支給に必要な額と、その財源となる保険料収入などの予測をたて、収支の見直しを行い必要な法律の改正を行うことになっています。

次の改正の平成11年にむけて厚生大臣の諮問機関である「年金審議会」の審議が昨年5月から始まり、月2回のペースで検討が行われています。

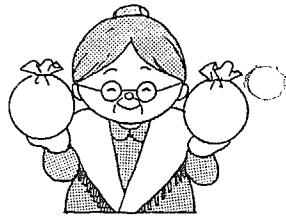
「年金審議会」の検討内容はその都度、新聞等で公表されることになっています。制度全体の抜本的な見直しを行い、いくつかの選択肢からなる案を示して、広く国民の意思を反映させていく予定になっています。

ぜひ、マスコミ報道等に注目してください。今後の日程及び主な検討項目は次のとおりです。

- 日程
10年9月 意見書のとりまとめ
11年1月 審議結果を厚生大臣に答申
11年2月 法案提出

●主な検討項目

- ・給付と負担の適正化
- ・給付水準やスライド方式のあり方
- ・支給開始年齢等
- ・保険料負担及び国庫負担
- ・第3号被保険者のあり方
- ・年金積立金の自主運用のあり方



また、夫が60歳未満であれば、同様に第1号被保険者となりますので手続きが必要です。

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての人が加入することになっています。

また、加入する人は職業などにより、3種類に分けられています。加入する種別が変わった場合はその都度役場に届出が必要となります。

したがって、ご主人が再就職して厚生年金等に加入した場合、ご主人は第2号被保険者となり、あなたがご主人の被扶養者となった場合、あなたは第3号被保険者となりますので、それぞれもう一度役場で種別変更の手続きをとってもらうこととなります。

手続きは、ご主人の年金手帳、あなたが被扶養者となっている健康保険証、あなたの年金手帳及び印鑑をご持参ください。

はい年金です!! Q&A

サラリーマンの夫が退職、年金の加入手続きは?

Q サラリーマンの夫の扶養(第3号被保険者)になっていましたが夫が先日退職しました。私は現在57歳ですが、なにが手続きは必要ですか。

A 夫が退職した日の翌日(資格喪失日)からあなたは国民年金の第1号被保険者となります。種別変更の届出が必要となりますので、年金手帳、印鑑をご持参のうえ、役場で手続きを行ってください。

また、夫が再就職した場合、もう一度手続きが必要なのですか?
A 夫の退職した日の翌日(資格喪失日)からあなたは国民年金の第1号被保険者となります。種別変更の届出が必要となりますので、年金手帳、印鑑をご持参のうえ、役場で手続きを行ってください。

親子のこころ

北部地区公民館 ☎ 232-0077

冬はとかく運動不足になりがちです。親子で楽しく運動しましょう。
日時 1月24日(土)午後2時～4時
会場 北部地区公民館
内容 映画会(ムーミンおじさん手品師、ドナルドダックとゆかいなペンギン)、レクリエーション
対象 幼児、小学生と保護者
定員 70人(申込順)
指導者 教育委員会社会体育課 渡辺 平
申し込み 北部地区公民館
※ 屋内運動靴を用意してください。

初心者パソコン教室

社会教育課 内線223

昨年好評でありました初心者パソコン教室を今年も開催します。内容は主にワープロソフト「一太郎7」の基本操作を学びます。
日時 1月26日から2月9日までの月曜日と木曜日の5回シリーズ、午後7時～9時
会場 立仏小学校 コンピュータ室
対象 一般成人(前回のパソコン教室を受講された方を除く)
定員 18人(申込順)
参加費 100円
申し込み 1月20日(火)午前8時30分前から社会教育課で受け付けします(電話可)。

フワフワアレンジメント教室

社会教育課 内線222

日時 1月28日(水)、2月18日(水)、3月25日(水)の3回シリーズ。開始時間は午後6時30分と7時40分の2コースあります。
会場 黒崎町公民館 講堂
講師 原嶋 アサノさん
参加費 2,000円(材料代)
申し込み 社会教育課

「町民大学」民俗講座「蒲原の民俗」

社会教育課 内線223

日程 (4回シリーズ)	日時	テーマ、講師
2月22日(日)	午後1時30分～3時	「年中行事とくらし」 講師 県民俗学会会長 駒形 聡さん
3月1日(日)	午後1時30分～3時	「くらしと道具」 講師 県民俗学会会長 五十嵐 稔さん
3月8日(日)	午後1時30分～3時	「米づくり、蒲原低湿地農業」 講師 県企画課主任学芸員 市村 清賢さん
3月15日(日)	午後1時30分～3時	「蒲原の民家」 講師 新潟市文化財保護審議会委員 山崎 完さん

会場 常民文化史料館(緒立流通2-1-12)
定員 20人(申込順)
参加費 無料
申し込み 1月21日(水)午前8時30分前から社会教育課で受け付けします(電話可)。

除雪作業にご協力を

建設課 内線376

毎年、除雪については、町民の皆さんからご協力をいただいております。除雪に支障をきたさないよう、次のことにご協力をお願いいたします。
積雪時には夜の路上駐車は絶対にしていただけないこと。路上駐車があると事故防止のため除雪を中止することもあります。自転車、商品なども置かないでください。自家庭で除雪を。その際、道路に雪を投げ捨てないでください。
除雪作業は早朝や夜間が多いため、騒音等でご迷惑をおかけすると思いますが、ご協力をお願いします。
※ 除雪路線、道路延長が長いために、短時間での作業は困難です。そのため、除雪の遅れる地域もありますので、ご了承願います。
問い合わせ 建設課維持管理係

健康作りセミナー

新潟厚生年金スポーツセンター ☎ 239-3232

日程 (5回シリーズ)	日時	テーマ、講師
2月2日(日)	午前10時～12時	「膝、肩、腰の痛みを効くテーピング」 健康回復センター 茅原 和郎先生
2月9日(日)	午前10時～12時	「障害予防とリハビリテーション」 こほり病院 亀尾 徹先生
2月16日(日)	午前10時～12時	「高齢化社会に必要な生涯学習」 国際情報大学 藤瀬 武彦先生

平成10年度特別受講生の募集

新潟女子短期大学 ☎ 270-11302

県立新潟女子短期大学では、県民の生涯学習意欲の高まりにこたえ、授業科目の一部を開放しております。平成10年度の特別受講生を募集します。
受講資格 満18歳以上で、半年または1年継続して学習する意欲のある健康な方。学歴、性別は問いません。
受講料 無料。ただし雑費として1科目につき1,000円徴収します。
公開科目 哲学・倫理学、歴史、言語学、現代国際経済事情、生活環境化学、食生活科学、児童福祉論I、教育学、英文学史ほか計39講座
募集要項請求方法 190円切手を貼り、自分の住所氏名を書いた返信用角型2号封筒を、「特別受講生募集要項請求」と記載した封筒に入れ、県立新潟女子短期大学教務学生課教務係(〒950 新潟市海老ヶ瀬471)まで送付ください。
募集期間 2月2日(月)から20日(金)まで
問い合わせ 県立新潟女子短期大学

2月23日(月)	午前10時～12時	「自然療法と癒し」 上越教育大学 清水 富弘先生
3月2日(月)	午前10時～12時	「健康な脳と身体を保つ」 新潟経営大学 関 博之先生

会場 新潟厚生年金スポーツセンター(新潟市赤塚南浦原4627-1)
定員 100人
受講料 1,000円
申し込み 同センターに直接お申し込みください。